



上田市地域協議会

～ 地域の個性や特性が生かされ

地域主体によるまちづくりを目指して～



地域協議会は、地域の皆さんの意見や思いを市に届け、まちづくりに反映させる場として、市民と行政が一緒に考え、住みよい地域づくりを進めていきます

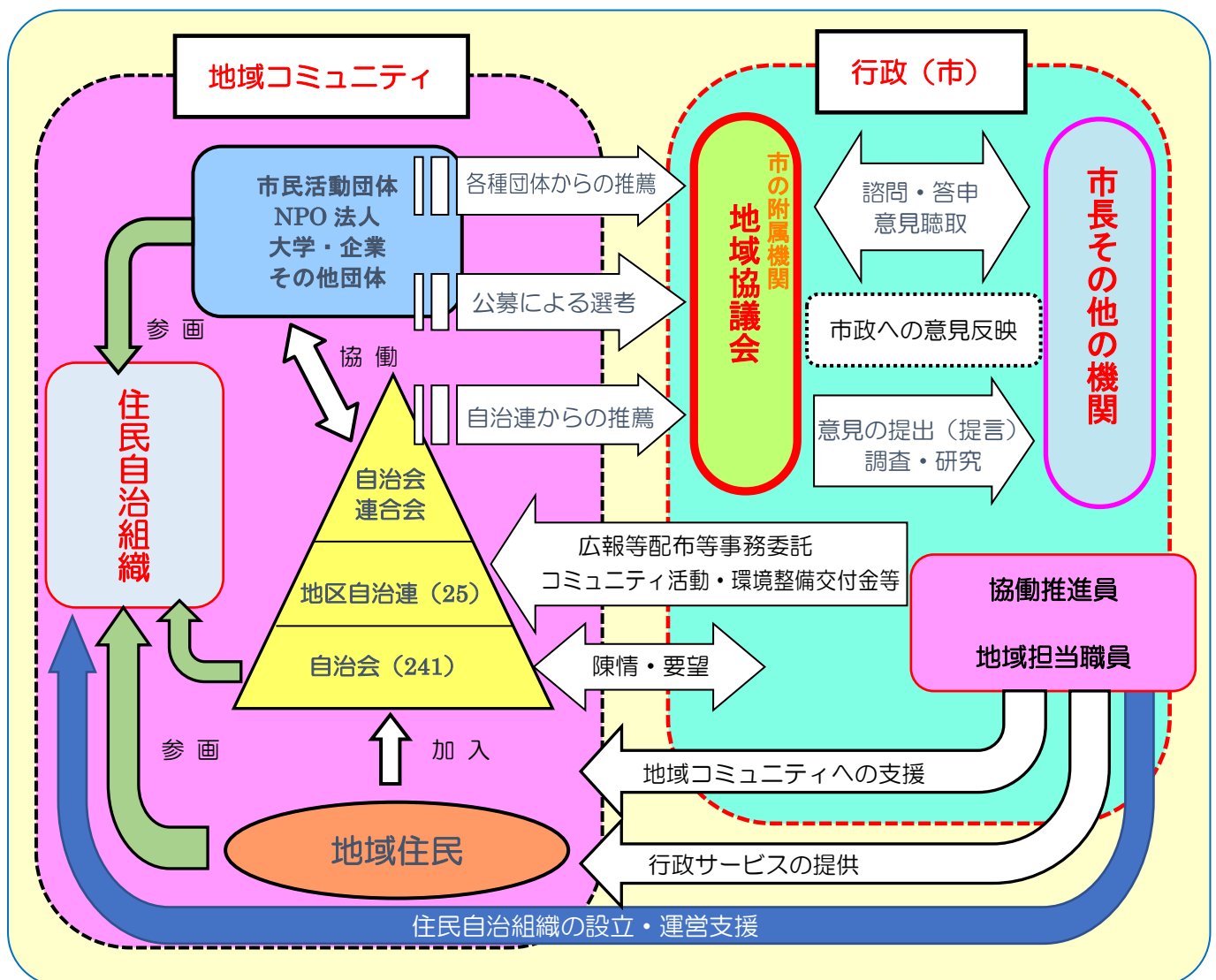
地域協議会とは

地域協議会は、平成18年の創設から地域をより良くしていくという目標に向かって、地域を良く知る多様な人材が集まり、市に意見を述べ課題を解決していくための審議会として、これまで活動してまいりました。この間の取組の1つとして、地域協議会の発案により住民自治組織が設立されました。

地域課題を解決していく実践の場として住民自治組織の活動が各地域に徐々に浸透してきたことから、地域協議会は地域課題の解決に向けて調査・研究を主眼とする会（審議会）としてではなく、市からの諮問に応じ地域の意見を述べる会（審議会）として第9期から上田地域の6つの地域協議会を右岸・左岸の2地域へ再編し、さらに第11期では1つに統合し再スタートを切ることとなりました。

この会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の附属機関として条例で定義されていますが、協議会の設置単位や役割、委員数、再任の可否などについて、社会情勢の変化に対応しつつ見直しを進めてまいりました。委員の身分は、上田市の非常勤特別職として、出席に応じ報酬が支給されます。

地域協議会と地域コミュニティ、行政（市）の関係図



地域協議会の名称、対象区域及び当該協議会を所管する地域自治センター

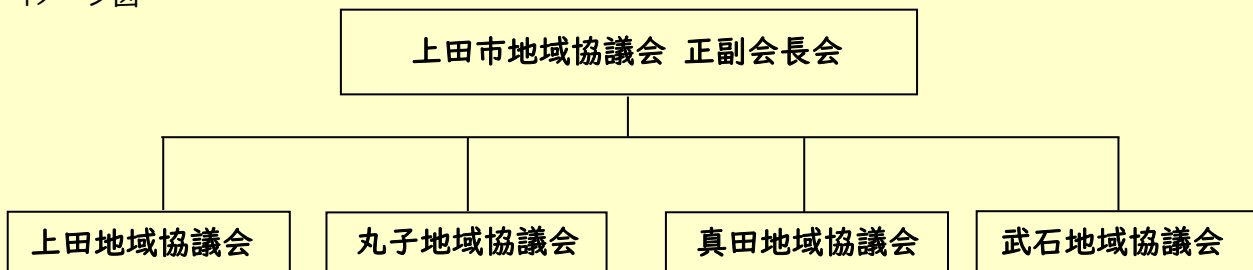
地域協議会は、上田市地域協議会規則により、次のとおり設置されています。

令和8年4月時点

名 称	委員数	対象区域	所管する地域自治センター
上田地域協議会	24 人	合併前の上田市の区域	上田地域自治センター 豊殿地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター
丸子地域協議会	20 人	合併前の丸子町の区域	丸子地域自治センター
真田地域協議会	20 人	合併前の真田町の区域	真田地域自治センター
武石地域協議会	12 人	合併前の武石村の区域	武石地域自治センター

上田市全体の一体感の醸成と均衡ある発展のために、各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の交換・共有、連携を図るため、それぞれの地域協議会選出委員で構成される「上田市地域協議会正副会長会」を設置しています。

イメージ図



地域協議会の組織構成、委員の条件などは

当該地域に在住する各種団体から推薦された者、学識を有する者、公募により応募した者など市長が選任し、委員の任期は2年で再任が可能です。会長、副会長は、委員の互選により選任されます。

委員の選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮します。

- 1 委員 24 人以内で組織します。
- 2 女性の委員は、原則として 40%以上の登用を目標とします。
- 3 原則として、地域協議会の対象区域に住所を有することが必要です。
- 4 委員の委嘱にあたり、対象区域の多様な意見が適切に反映されるように配慮します。
- 5 報酬を支給します。

地域協議会の任務等は

地域協議会は、市長その他の市の機関の求めに応じて審議し、また、自ら意見を述べるすることができます。

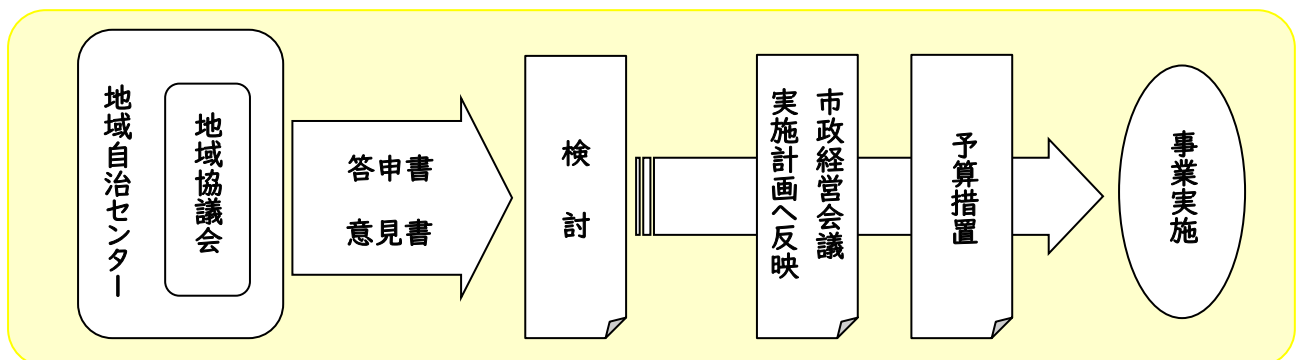
市長等が諮問や意見などを聞く具体的な事項は

- 1 市長等の諮問に応じて審議する事項
 - ① 総合計画の基本計画に基づくまちづくり方針に関する事項
 - ② 特に必要と認める事項
- 2 市長等が協議会の意見を聞く事項
 - ① 合併協定書の合意事項の見直しに関する事項
 - ② 公共施設の設置、又は廃止に関する事項
 - ③ 地域振興事業基金の活用に関する事項
 - ④ 特に必要と認める事項
- 3 協議会が自ら意見を述べるができる事項
 - ① 地域づくりに関する事項
 - ② 行政との協働に関する事項等
- 4 調査研究をすることができる事項
 - ① 住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項
(これまでに105件の意見書を市に提出しました。)

これらの意見を踏まえ、空き家対策の推進、地域公共交通の利便性向上策の展開、各地域に根差した図書館や児童館等の施設の整備などが実現しました。

意見等の反映の仕組み

地域協議会でまとめられた答申書、意見書等については、必要に応じ実施計画や予算等に反映されて実施に移されます。意見に対する回答を別途行います。



開催された会議の概要の公表

開催された会議の概要は、非公開(その理由を会議概要に明記します。)とされたものを除き公表します。公表は、上田市のホームページへ掲載します。

地域協議会の会議の傍聴は

各地域協議会の会議は、原則的に公開とするように条例で定めています。ただし、個人に関する情報など、上田市情報公開条例に定める情報に関し審議する場合などは、理由を明らかとしたうえで、非公開とされることもあります。会議の開催については、上田市のホームページへ掲載し、お知らせします。

傍聴を希望される皆さんは、会議開催時刻の10分前までに、傍聴希望者受付用紙(会場入口に用意してあります。)に必要事項を記入して、係員に提出してください。

傍聴者にも会議資料を配布します。ただし、非公開とされた資料は除きます。

会議の公開にあたり、傍聴者は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会議の秩序維持と進行に協力し、協議会の長の指示に従っていただく必要があります。

市長への提言の様子



住民自治組織との懇談の様子



有識者との意見交換会の様子



住民自治組織との懇談の様子



地域内分権の確立に向けて

- ① 身近な地域社会で住民が連携・協力し合って地域課題の解決や地域の個性・特性を生かしたまちづくりを進めることにより、地域の自立性や主体性・創造性を高めるための活動を推進します。
- ② まちづくり・地域づくりのパートナーである自治会や地区自治会連合会、住民自治組織等と連携し、それぞれの強みを活かしつつ、相互に弱みを補完する取組を推進します。
- ③ 甚大化・頻発化する自然災害への備えや社会情勢の変化を踏まえ、重要性を増しているデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組を推進していくことや、グローバル化、無秩序化が進む時代にあって、限られた財源を生かすために何を継続し、何を縮小・廃止していくか、地域にあった選択が求められています。こうした地域のニーズを的確に捉え、市からの諮問・要請に対応し、適時適切に意見を述べます。

上田市地域協議会

事務局

上田市 市民まちづくり推進部 市民参加・協働推進課

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

TEL 0268-71-6732 FAX 0268-23-5246

E-mail: mati@city.ueda.nagano.jp